

## 令和2年著作権法改正に伴う「著作権法施行令の一部を改正する政令」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令」の概要について（リーチサイト関係）

### 1. 趣旨

本政令及び省令は、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第48号）におけるリーチサイト規制に関して、政省令に委任された「ウェブサイト等」に関する要件（政令）及び「ウェブページ」の具体的な内容（省令）を定めるものである。

### 2. 概要

#### （1）政省令委任事項（新法第113条等）

- 新法第113条第2項～第4項並びに第119条第2項第4号及び第5号において、侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したリーチサイト等に関する規制を設けており、リーチサイト等は、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等」（新法第113条第2項第1号イ）、「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等」（新法第113条第2項第1号ロ）などと定義されている。
  - ここでいう「ウェブサイト等」については、新法第113条第4項において、「送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合物（当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）という。」と定義されており、「ウェブページ」の具体的な内容が文部科学省令に、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに関する要件が政令に委任されている。
- （※）ここでは、ドメイン名が共通するウェブページの集合物（ウェブサイト）を基本としつつも、その一部を構成する複数のウェブページのうち社会通念上一定のまとまりと評価されるものも対象に含めることとし、その一定のまとまりの要件を政令で規定することとしている。

## (2) 政省令の概要

### ①「ウェブページ」の具体的な内容（省令第 25 条）

「ウェブページ」（インターネットを利用した閲覧の用に供される電磁的記録）の具体的な内容を、「HTMLその他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号によつて特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるもの」と規定する。

### ②ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに関する要件（政令第 66 条）

「(前略) 複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件」として、ウェブサイトの一部を構成する複数のウェブページに、(ア) 当該複数のウェブページに共通する性質を示す名称の表示その他の当該複数のウェブページを他のウェブページと区別して識別するための表示が行われているウェブページと、(イ) 当該複数のウェブページを構成する他のウェブページに到達するための送信元識別符号等を一括して表示するウェブページその他の当該複数のウェブページの一体的な閲覧を可能とする措置が講じられているウェブページのいずれもが含まれていることを規定する。

(※1) これにより、例えば、(i) ウェブサイトや掲示板において特定の 카테고리の下に分類されたページのまとまり（上記（ア）としてカテゴリ名が表示されており、上記（イ）として窓口ページに個々のウェブページの URL などが掲載されている）や、(ii) SNS やブログにおける特定のアカウントによる投稿のまとまり（上記（ア）としてアカウント名が表示されており、上記（イ）として窓口ページに投稿の内容やタイトルの一覧などが掲載されている）などが対象となる。

(※2) なお、新法第 113 条第 4 項では「複数のウェブページ」に関する要件を政令に委任しているため、1 ページの場合は対象とならない。また、ごく少数のページの場合には、基本的に、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等」や「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等」に該当し難いものと考えられる。

### ③その他

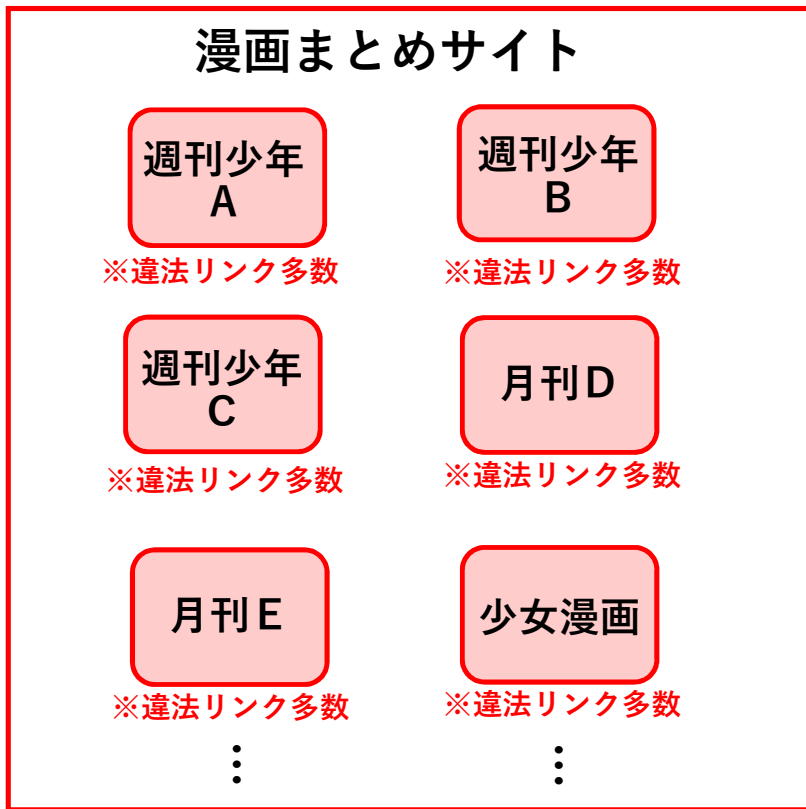
上記のほか、条項ズレなど所要の規定の整理を行う。

## 3. 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日（「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」におけるリーチサイト規制の施行日と同日）

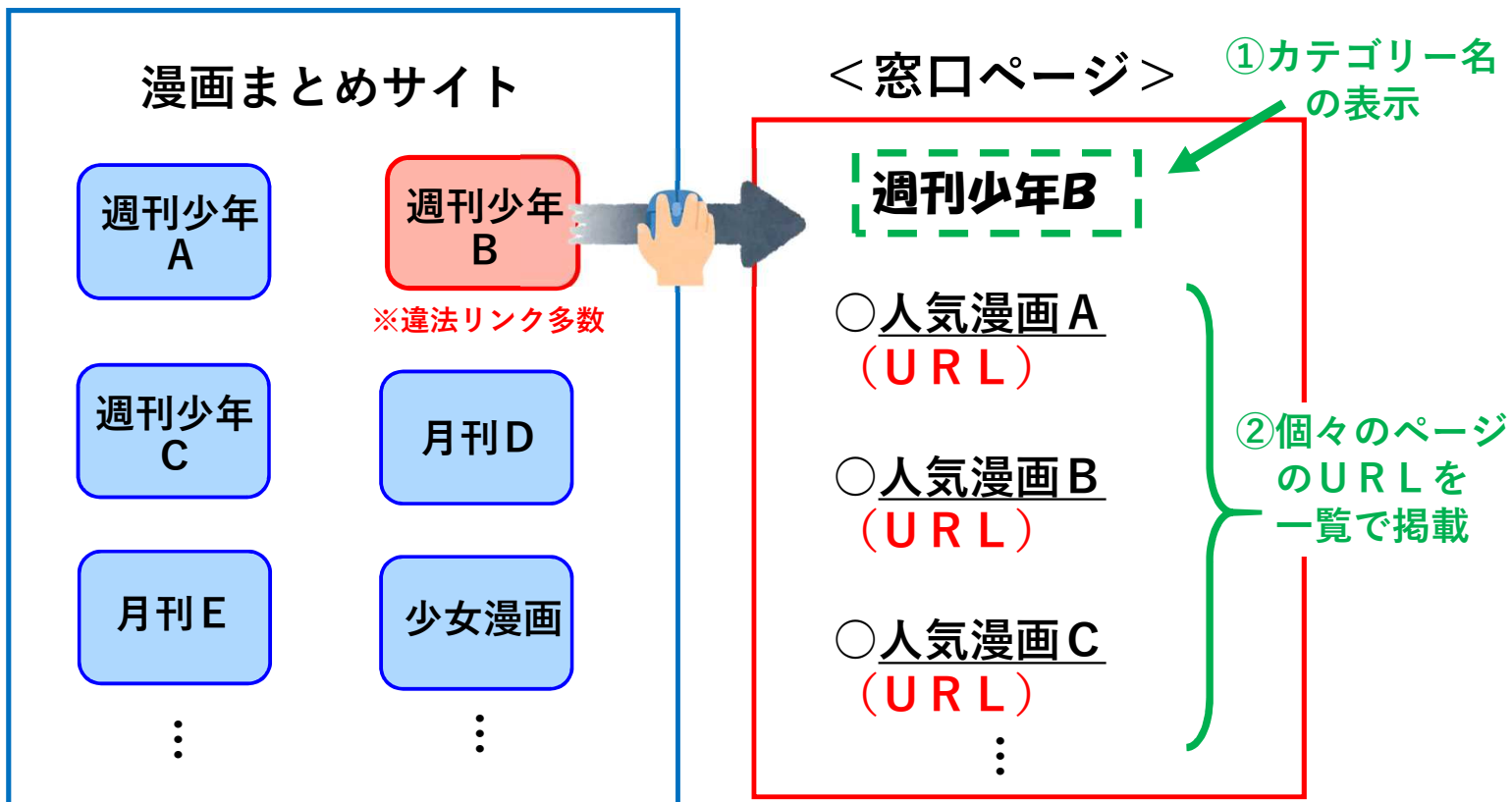
# 政令のイメージ①（ウェブサイトの一部）

【ウェブサイト全体が悪質なリーチサイトに当たる場合】



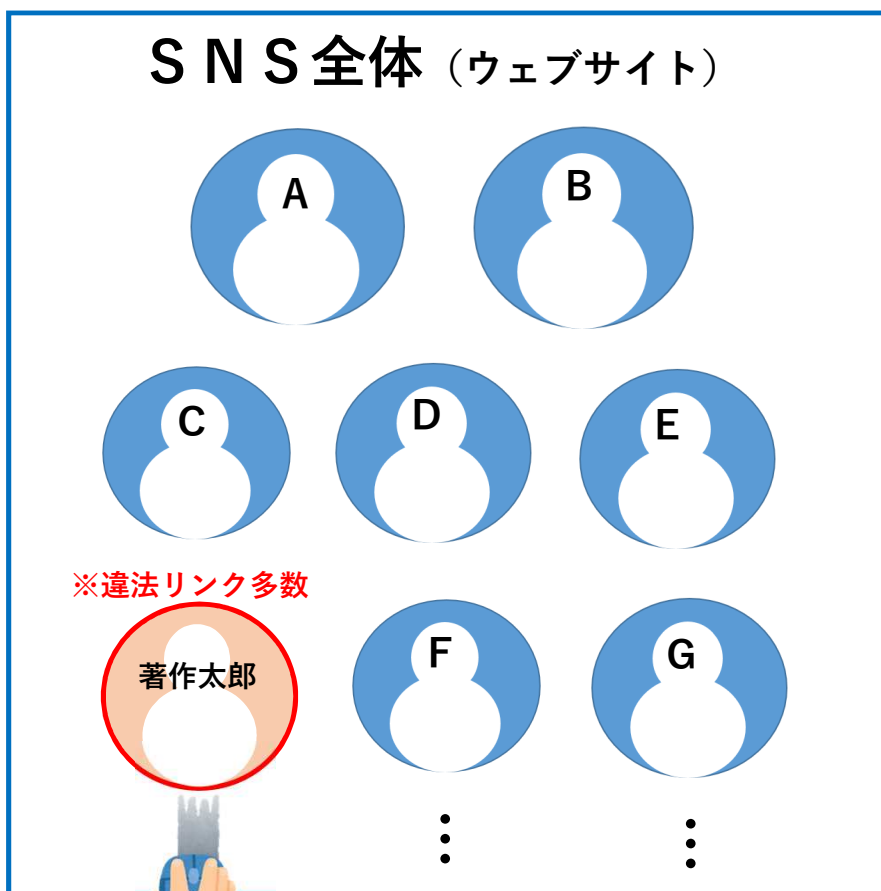
【ウェブサイトの一部が悪質なリーチサイトに当たる場合】

（例 1：ウェブサイトにおける特定の 카테고리）

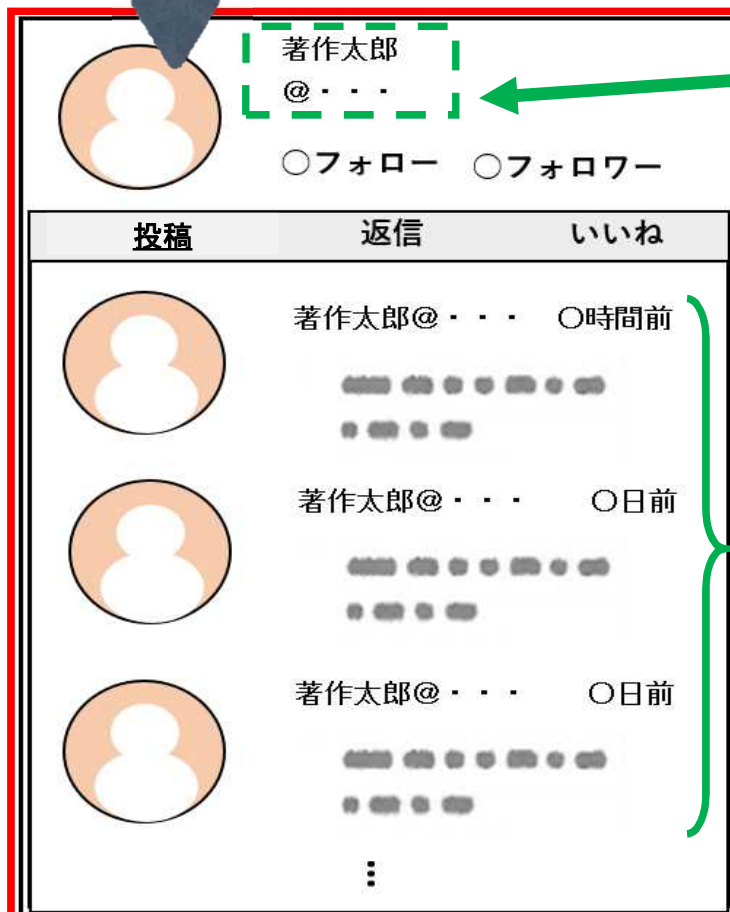


# 政令のイメージ②（ウェブサイトの一部）

（例2：SNSにおける特定のアカウント）



< 窓口ページ >



① アカウント名の表示

② 個々の投稿を一覧で掲載